

5 福祉用具購入費、住宅改修費の受領委任払いについて

■ 福祉用具購入費及び住宅改修費における受領委任払いの導入

これまで本市では介護保険の福祉用具購入費及び住宅改修費（以下、対象サービス）において償還払いでのみ対応してまいりました。その原則は今後も変わりませんが、令和 8 年 4 月 1 日より条件付きで受領委任払いを導入することになりました。これにより、これまで住宅改修を諦めていた方も利用しやすくなりました。

詳細については、公式ホームページをご覧ください。

ホームページ URL :

<https://www.city.tsuchiura.lg.jp/kenko-fukushi-iryo/fukushi/koreishafukushi/kakushujigyo-service/kaigohoken/kaigo-service/page023000.html>

【受領委任払い利用にかかる対象条件】

1) ～ 6) すべての条件に該当する者

- 1) 事業者から、受領委任払い利用にあたって同意が得られた者
- 2) 当該年度の住民税が非課税世帯の者
- 3) 介護保険料に滞納がない者（給付差止め・給付制限を受けていない

等も含む)

- 4) 生活保護を受給していない者
- 5) 支給限度基準額内の購入／改修であること
- 6) 受領委任払いを利用しないと当該サービスを利用することが困難な者

【受領委任払いの利用を希望する場合は、まず「受領委任払い利用資格確認書」を提出します】

受領委任払いでの購入／改修を希望される場合は、まず市に確認書を提出し、支給限度基準額の残額と受領委任払い利用の可否を確認します。市からの回答は郵送なので、送付先はご自身でご記入ください（確認書左上枠内）。但し、送付先は被保険者本人、ご家族、ケアマネジャー、成年後見人等に限られます。また市からの回答は1～2週間程度かかりますので、余裕をもってご提出ください。

また確認書は照会に対する回答であり、受領委任払いの利用や支給申請を確約するものではありません。

確認書における「受領委任払いの利用を希望する理由」については、「収入減が年金のみ」「経済的負担を減らすため」といった一般的な理由ではなく、具体的な理由をご記入ください。

■ 福祉用具購入費・住宅改修費の支給申請書の様式改正

令和 8 年 4 月に受領委任払いの導入と同時に、支給申請書を国の示す標準様式を採用し、土浦市介護保険規則様式第 33 号及び第 34 号を改正しました。それにより、様式以外のもの（旧申請書を含む）を提出することはできなくなりました。移行期間を 5 ヶ月（令和 8 年 4 月 1 日～ 8 月 3 1 日）設けていましたが、9 月 1 日からは新様式しか受領できなくなりますので、ご注意ください。

■ 福祉用具購入費・住宅改修費の支給申請書様式改正に伴う変更点

令和 8 年 4 月に支給申請書を国様式に改正しましたが、国様式に別人口座への振込依頼の欄がなかったため、設けたものを新たにホームページに掲載しました。ご夫婦や同世帯の家族であっても振込依頼欄は必要であるため、様式を変更するまでの間、裏面に依頼欄を設け、これまでどおり別人口座への振込する場合はご記名・押印ください（押印がない場合は無効）。

再周知

■ 事前申請におけるケアプラン提出にご協力ください

■ 福祉住環境コーディネーター 2 級以上不在の一般工務店等が行う住宅改修の場合は、理由書の作成のご協力をお願いいたします。また住宅改修に関しても、ケアプランを作成しているケアマネジャーとして、住宅改修の内容はきちんと把握してください

■ ケアプランに則った適切な住宅改修を行うため、住宅改修前の事前協議時、あるいは、住宅改修後のモニタリングのいずれかに立ち会うようご協力をお願いいたします

■ 住宅改修を行う場合は、被保険者にできるだけ相見積もりをご提案ください。特に基準限度額（20 万円）を超える住宅改修に関しては、複数の住宅改修の事業者から見積もりを取るよう、被保険者に対して必ずご説明ください。